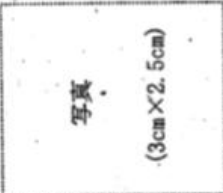


本人確認証

名前 前  
生年月日 昭和 年 月 日  
性別  
住所 広島県福山市

福生福第 号



上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき支援給付の支給決定されていることを証明する。



福山市長

発行日 年 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日

この確認証の有効期間は、年 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 から 年 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日までとする。

(注意)

- (1) この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- (2) この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。
- (3) この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納して下さいます。
  - ① 御本人が支援給付を受けなくなつたとき。
  - ② 確認証の記載事項に変更があつたとき。
  - ③ 確認証の有効期間が満了したとき。
  - ④ 確認証が使用に耐えなくなつたとき。
  - ⑤ 確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。
- (4) 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口にて提示して下さい。

90010

有効期間をご確認ください。